

睡眠時無呼吸症候群（SAS）取扱規程

制定 令和8年6月1日

秋田観光バス株式会社

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、秋田観光バス株式会社（以下「当社」という）における睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という）のスクリーニング検査と精密検査及び治療に係る運転者との取り決めとして、本規定を定める。

第2章 SAS スクリーニング（簡易）検査の実施

（検査対象者）

第2条 検査対象者は以下のいずれかに該当するものを除く、乗務員全員とする。

- （1） 既に SAS と診断され経鼻持続陽圧呼吸療法（以下「CPAP」という）による治療を継続している者。
- （2） 直近3年以内に、会社が行う SAS スクリーニング検査を受けて「正常範囲」とされた者。
- （3） 過去に SAS スクリーニング検査を受けて「要精密検査」と判定され、未だ精密検査を受診していない者。
※（3）の者に関しては速やかに精密検査を受診し検査結果を当社担当者まで提出するよう請願する。

（検査方法及び機関の決定）

第3条 パルスオキシメトリ法、フローセンサ法または終夜睡眠ポリグラフ検査等によるスクリーニング検査を当社指定の検査機関で受けることとする。

（検査頻度）

第4条 全乗務員を数グループに分け、隔年または3年に一度の頻度で検査を実施することとする。

（検査手順）

第5条 以下の手順で行うこととする（検査キット使用の場合）。

- （1） 検査機関から営業所に人数分の検査キットが直接送付される。
- （2） 検査対象者リストに従い、営業所で対象者全員に検査キットを配布する。検査キットには検査機器のほか「問診票」「検査の手引き」などが入っている。
- （3） 対象者は問診票に必要事項を記入、自宅で検査機器を装着して一晩就寝し測定する。検査機器の装着方法および注意事項は「検査の手引き」を参照。

- (4) 営業所で検査キットを回収、問診票の記入漏れを確認した後、全員分まとめて検査機関に直接返送する。

または、SAS を取り扱う医療機関等で検査を行う場合、以下の手順で行う。

- (1) 検査機関と営業所協議の上、対象者ごとに指定した日時で検査所に訪問する。
(2) 対象者は当社で用意する問診票に必要事項を記入、検査所で検査機器の使用方法等の指導を受けた上、検査機器の貸与を受け、自宅で機器を装着して一晩就寝し測定する。
(3) 検査機器は営業所で回収、検査所に返却する。

その他の検査方法の場合や詳細な手順については検査機関と協議の上、決定する。

(検査の説明)

第6条 毎年度のスクリーニング検査の実施計画に伴い、対象者に検査方法及び手順についての説明を執り行うこととする。

(検査費用)

第7条 スクリーニング検査に関しては、検査にかかる費用の内、青森県バス協会からの助成額との差額分を当社が負担するものとする。助成金が支払われない者の費用に関しては当社が全額負担することとする。

(検査結果の確認)

第8条 検査機関より受けたスクリーニング検査の個人結果を当社で確認することとする。
また、検査機関から指定された場合は検査所で対象者と直接面談し結果の確認および治療の提案を行う。さらに、「要精密検査」と診断された者に関しては速やかに受診を勧奨することとする。

第3章 精密検査の受診

(精密検査受診対象者)

第9条 SAS スクリーニング検査の結果、「要精密検査」の者とする。

(受診方法)

第10条 検査結果に同封の「精密検査実施病院リスト」を参照し、各自で精密検査を受診することとする。(精密検査は通常一泊検査となる。)

※その際、検査結果及び検査機関が発行する「紹介状」を必ず持参し精密検査受診医療機関に提出することとする。

(検査費用)

第11条 精密検査に関しては、毎年度定める安全費のうち SAS フォローアップにかかる予算に応じ、検査にかかる費用を当社が全額またはその一部を負担することとする。

(検査結果の報告)

第12条 精密検査を受けた者は検査が終わり、検査結果が届き次第、書面にて速やかに会

社に報告することとする。

(精密検査後の治療について)

第13条 精密検査の結果「要治療」と診断された者は、主治医の指示に従い治療を速やかに開始する。また、治療状況を毎日運行管理者に報告することとする。

(治療を開始した者への対処)

第14条 要治療と判断された者に対する乗務可否の判断は、専門医、産業医、管理者、運転者の意見や治療状況等を勘案し、当社が総合的に判断する。

(上記の処遇に関して)

第15条 SAS と判断された者に対する、正当な理由によらない解雇等の扱いは行わないこととする。もし、対象者もしくは第三者が不当な行為であると判断しうる事象が発生した場合には、当社が適切な説明責任を果たせない場合、当処置を無効とする。

第4章 個人情報

(個人情報の取扱)

第16条 当社においては、スクリーニング検査及び精密検査の結果等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。

2. 下記各号に従って適切に個人情報を取り扱うこととする。

- (1) 保管する個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努める。
- (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させない。
- (3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに投棄する。
- (4) 個人情報を含む文書は、みだりに複写しない。

附則

第1条 本規程は、令和8年6月1日より実施する。

以 上